

第四十六回国 参議院農林水産委員会會議録第二十九号

(三二〇)

昭和三十九年四月二十七日(月曜日)

午前十時五十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
森 八三二君
渡辺 勸吉君
北條 篤八君

委員

植垣弥一郎君
木島 義夫君
北口 龍徳君
仲原 善一君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
山崎 齊君
矢山 有作君
牛田 寛君
高山 恒雄君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
農林省農政局長 昌谷 孝君
農林省農地局長 丹羽雅次郎君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青田源太郎君) たいだいまから委員會を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明、補足説明並びに提出資料の説明を聴取することにいたしました。松野政務次官。

○政府委員(松野孝一君) 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業の実施のための基本的な法律として昭和二十四年に制定されました。以来、数回の改正を経て今日に至っておりますが、この間、本法に基づきまして各種の土地改良事業が施行され、農業生産力の増進とわが国経済の発展に寄与してまいりました。

ところで、最近における農業とこれをめぐる社会経済的諸要件とは著しい変化が生じてきております。このような事態に対応して農業の発展と農業従事者の所得の向上をはかってまいりますためには、農業基本法に掲げられております諸施策を総合的かつ効率的に進めてまいらなければならないと考へられますが、特に、これらの施策のうち、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事業につきましても、その一

ついでその改善合理化のための法制的措置を講ずる必要があると考へるのであります。このような趣旨から、政府は、さきの第四十三回国会及び第四十四回国会に土地改良法の一部を改正する法律案を提出したのでありますが、いずれも審議未了となりましたので、今回趣旨及び内容を同じくする法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして、御説明いたします。

第一は、目的の規定を改正し、土地改良法の目的は、農業基本法に掲げられております政策目標の達成に資することにある旨を明定したことであります。

第二は、土地改良事業の拡充及び整備をはかったことであります。まず、新たに草地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を土地改良事業に加えて、土地改良事業を農地及び草地を含んだ農用地を対象とする事業に拡大するとともに、従来の開田、開畑事業を農用地造成事業とし、この農用地造成事業の円滑な施行に資するため、未墾地の権利関係の調整のため

の関係権利者の協議及び都道府県知事のあつせんまたは調停に関する規定を整備いたしました。次に、圃場条件の整備のために必要な事業を一体的に実施できるようにするため区画整理事業の範囲を拡充するとともに、これとあわせて農用地の集団化を促進するため換地計画の樹立方式及び換地処分の実施方法等につきま

しても改善をはかることとしたしております。

第三は、土地改良長期計画の制度を設けたことであります。土地改良事業は、その事業の性格から長期的見通しに基づいて行なわれることが必要であると考へられるのでありますが、特に農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業経営の規模の拡大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即して土地改良事業を計画的に実施するため、新たに土地改良長期計画の作成、改定及び実施に關し必要な規定を設けたのであります。

第四は、土地改良事業の施行方法及び費用の賦課徴収の方法に関する規定の整備であります。まず、土地改良事業の総合的かつ効率的な実施をはかるため、二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合における手続を整備いたしますとともに、国または都道府県が農民からの申請によらずみずから計画を定めて行なう土地改良事業の範囲を拡大し、国または都道府県が行なう土地改良事業計画の樹立の際における関係都道府県知事または関係市町村長との協議制度を採用する等事業の円滑な実施に資するよう所要の規定の整備を行なうことといたしております。

次に、事業費の賦課徴収の方法につきまして、国営、都道府県営土地改良事業にかかる負担金は、都道府県が受益者またはこれにかえて土地改良区から徴収する従来の方式のほか、関係

市町村から徴収し得る道を開いたのであります。

第五は、土地改良施設の維持管理に関する規定の整備であります。土地改良区等がかんがい排水施設等重要な土地改良施設の管理を行なう場合には、管理規程を定めることとする。ことに、国営、都道府県営土地改良事業につきまして事業計画の樹立の際、あらかじめ土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項を定めることとして、事業完了後の土地改良施設の管理の適正化を期することとしたのであります。

第六は、土地改良区の管理及び組織に関する規定の整備であります。現在土地改良区は約一万三千の多きを数えておりますが、そのうちには、その存立の基礎が必ずしも十分ではない、いわゆる弱小土地改良区と称せられるものも散見されるのであります。そこで今後におきましては、一つの土地改良区で関連性の深い二以上の土地改良事業をあわせて施行することができることとするほか、土地改良区の設立の規制、役員等の責任の強化、合併に関する規定の整備等所要の改正を行なうことといたしております。

以上のほか、国営、都道府県営土地改良事業にかかる換地処分に関する規定の新設、特定土地改良工事特別会計により国が行なう事業の拡充、国営干拓事業によって生じた干拓地等の転用する場合における特別徴収金の徴収に関する規定の新設、土地改良財産の譲与

に關する規定の整備、市町村及び農業協同組合等の行なう土地改良事業に關する規定の整備等所要の改正を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう御願ひ申し上げます。

○委員長(青田源太郎君) 農地局長。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 土地改良法の一部を改正する法律案について補足説明を申し上げます。

本改正案は、さき第四十三回国会に提案いたし、審議未了となりました土地改良法の一部を改正する法律案につきましても、その後地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い必要となりました技術的修正等による補正を加えて、さらに第四十四回国会に提出いたしました法案と同様のものであります。この改正案の内容は、おおむね七つの主要事項に区分することができると考えられますので、この区分に従ひまして御説明をいたしてまいりたいと存じます。

第一は、法律の目的の改正であります。これは、提案理由で説明がございましたように、土地改良法の目的が、農業基本法に掲げられている政策目標の達成に資することにある旨を明定することにより、今後の土地改良事業の進むべき方向を明らかにしたものであります。なお、第一条第二項を改正し、土地改良事業の施行にあつては、その事業は、政令で定める計画基準に準拠するものでなければならぬ旨の規定を削除いたしました。これとおおむね同趣旨の規定を、土地改良法の設立についての適否、決定の基準、

国営事業及び都道府県営事業の計画の決定の要件等として規定することにより、たしてありますが、これは、個々の事業の施行の前提として、具体的にこの計画基準を適用することにより、事業の適正化を期したものであります。

第二は、土地改良事業の拡充及び整備をはかったこととあります。

まず、土地改良事業を、農地すなわち耕作の目的に供される土地のほか、いわゆる草地すなわち主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される土地をも含めた農地の改良、開発、保全及び集団化に關する事業として、土地改良事業の範囲を拡大することとしたし、これに伴い、従来の開田又は開畑の事業を農地の造成の事業に改め、農地についてのみならず、草地の改良、開発等の事業につきましても、本法に基づいてこれを実施することができるといたしましたのであります。

また、農用地の造成事業につきましても、その施行の要件として、その事業の施行区域内の農地以外の未墾地について事業参加資格を有する者の全員の同意を要することとしたのであります。これは、未墾地からの農用地の造成が土地の形質及び利用目的を根本的に変更するものでありますこと、から、事業参加資格者の三分の二以上の同意が必要と見ても、未墾地にかかる事業参加資格者で同意しないものがある場合には、強制的に当該事業を施行し得る方式をとることが穩當を欠くと考えられたためであります。

な場合に対処して農用地造成事業の円滑な施行に資するため、関係資格者のうちに同意しない者があつても、その権の移転または利用権の設定等の方法により、全員の同意を得るために必要な措置を講ずることとし、それでもなお同意が得られない場合には、都道府県知事が関係者の意見を聞いて、あつせんまたは調停を行なうことができることとしたのであります。

次に、農業の生産性の向上をはかるため機械化を促進する等の観点から見ましても、圃場条件を整備することが急務であると考えられますので、このいわゆる圃場整備事業を円滑に実施するために、区画整理事業の範囲の拡充と換地計画に關する規定の整備を行なうこととしたのであります。

まず、区画整理事業につきましても、これを本来の区画形質の変更の事業と、これと付帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事または農用地の改良もしくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業といたしまして、第二条第二項第二号。これにより、圃場に直結する各種の土地改良事業を一つの施行手続をもつて実施できることとし、手続の簡素化による事業の促進を期することとしたのであります。

次に、換地計画及び換地処分に關する規定の整備についてであります。現行制度においては、換地計画の樹立を工事の完了後に行なう仕組みになっておりますこととの関連から、集団化のために十分な機能を發揮しえないという点があります。このため、換地計画の樹立に立ちましても、所要の規定の整備を行なつております。すなわち、換地計画は、土地改良事業の完了前に樹立することをたてまよとするともに、換地計画の決定及び認可の基準を明らかにするほか、換地計画において定めるべき事項、換地を定める場合の要件、換地を定めない場合の特例、新たに土地改良施設の用に供する土地についての措置、換地計画の変更手続等について規定の新設ないし改正を行なつております。また、一時利用地の指定につきましても、農用地の集団化に資するよう必要な規定の整備をいたしますとともに、換地処分の方法及びその効果等につきましても、この際、所要の規定の新設ないし改正をいたしてあります。

の集団化その他農業構造の改善に積極的な役割を果たすものであるという観点に立ちましても、所要の規定の整備を行なつております。すなわち、換地計画は、土地改良事業の完了前に樹立することをたてまよとするともに、換地計画の決定及び認可の基準を明らかにするほか、換地計画において定めるべき事項、換地を定める場合の要件、換地を定めない場合の特例、新たに土地改良施設の用に供する土地についての措置、換地計画の変更手続等について規定の新設ないし改正を行なつております。また、一時利用地の指定につきましても、農用地の集団化に資するよう必要な規定の整備をいたしますとともに、換地処分の方法及びその効果等につきましても、この際、所要の規定の新設ないし改正をいたしてあります。

次に、交換分合に關してであります。が、上述のように草地を土地改良事業に加へましたことの一環として、農地相互間のみならず、農地と草地の間には草地相互間においても、交換分合を行なうことができることとするともに、従来の農業委員会、土地改良区及び農業協同組合のほか、市町村も、土地改良事業を施行する場合において交換分合を行なうことがその土地改良事業の効率的な施行と農用地の集団化その他農業構造の改善に資することが明らかである場合には交換分合の事業主体となり得ることとしたのであります。関係条文を省略させていただきます。

第三は、土地改良長期計画の制度を設けたこととありますが、この制度を新しく設けました基本的な理由は、農業基本法において農業生産の選択的

拡大、農業構造の改善等新たな観点に立つて諸施策を講ずべきことが要請されている今日においては、土地改良事業につきましても、長期の見通しの上で立つて農業基本法の趣旨に即応し得るよう計画的な事業の施行をはかるべきであるという点にあります。

この長期計画は、農林大臣が農政審議会並びに関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞きましてその案を作成し、閣議の決定を経て定められることになっており、計画が定められたときは、その概要を公表いたしますとともに、国はこの計画の達成をはかるため、その実施につき必要な措置を講ずることとなっております。

第四は、土地改良事業の施行方式及び費用の賦課徴収の方法に關する改正であります。

土地改良事業の実施の現況と土地改良事業の態様の変化等にかんがみ、土地改良事業の適正かつ効率的な実施を確保することができるよう制度を整備する観点から、事業の施行方式について、以下申し述べますような改正を行なうことといたしてあります。

すなわち、その一は、事業の総合的な実施をはかるための改正でありまして、相互関連性の深い二つ以上の土地改良事業をあわせて施行するための事業計画の決定または変更等の手続につきましても規定の整備を行なうことといたしてあります。

その二は国営事業及び都道府県営事業の計画樹立に關する改正であります。まず、従来の申請に基づく事業のほか、申請によらないで計画を樹立し得る事業の範囲を拡大して、その事業に

よる受益の範囲が広く、その工事に高度の技術が必要とする等、その事業の性質または規模に照らして適当と認められるか、ないか排水事業等については、国または都道府県がみずから計画を定め、関係農民の三分二以上の同意を得、かつ、異議申し立ての機会を与えた上で計画の確定と事業の施行を行なうことができることとしたし、また、国及び都道府県による農業基盤整備事業の積極的な推進を可能ならしめることとしたしております。

また、国営事業及び都道府県事業の計画の樹立または計画の変更につきましては、これらの事業が関係都道府県または関係市町村の利害に密接に関連するものでありますことから、これら関係都道府県または関係市町村の長とあらかじめ協議を行なうことを事業開始の要件といたしまして、これにより、国、都道府県及び市町村を通ずる協力体制のものに事業の円滑な施行を期することとしたしております。

次に、費用の賦課徴収の方法に関する改正について申し上げます。

まず、国営事業または都道府県事業の負担金につきましては、従来、国がその費用の一部を負担または補助し、その残額の全部または一部を都道府県が受益者から徴収するか、またその徴収にかえて、その受益者によって構成される土地改良区から徴収することとされているのでありますが、今回の改正においては、この従来の方式のほか、関係市町村がその議会の議決を経て同意した場合には、都道府県はその市町村に負担させ、その市町村がその負担した金額を受益者から徴収するという方法をとることができることとし、こ

の場合において、防災事業等受益農業者以外をも利するような事業については、政令の定めるところにより、市町村がその費用の一部を自己負担して残額を受益者から徴収することができる道を開いたのであります。

次に、農用地以外の土地についても利益を与えることの明らかな事業について、国、都道府県のほか、市町村も農用地以外の受益者から負担金を徴収し得ることとしたのであります。

第五は、土地改良施設の維持管理に関する規定の整備であります。

まず、土地改良区、市町村等がかんがい排水施設その他の重要な土地改良施設の管理を行なう場合には、その事業の実施の細目について管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ旨を規定し、土地改良施設の管理の適正化に資することとしたしております。

次に、国営事業又は都道府県営事業につきましても、従来やまもすると建設工事と工事完了後における施設の管理との間に結びつきを欠き、そのために、施設の管理、なにかんなく委託管理の適正な運用をはかることが困難でありましたことにかんがみ、このような大規模事業によって造成される施設につきましても、事業計画の樹立の際あらかじめその施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項を定めることとし、これに基づき土地改良区等に管理の委託を行なうこととして、国営造成施設及び都道府県営造成施設の管理の適正化に資することとしたしております。

第六は、土地改良区の管理及び組織に関する規定の整備であります。

土地改良区は、土地改良事業の施行のための農業者の協同組織として、全国にわたって設立され、その数は一万三千の多きを数えておりますが、中には、運営が不健全であるか、またはその存立の基礎が必ずしも十分でないものも存するのであります。

そこで、今回の改正におきましては、従来のごとき一事業ごとに土地改良区を設立するという制度のたてまえを改めまして、一つの土地改良区で関連性の深い二以上の土地改良事業を行ない得ることとしてその手続を整備いたしましたほか、土地改良区の設立を規制するため、土地改良区の設立申請があつた場合において経理的基礎または技術的能力の有無等を適否決定の要件とするともに、土地改良区の合併につきましても、その手続を整備いたしております。

なお、土地改良区の管理運営の健全化または適正化に資するため、役員、土地改良区に対する義務を明確にするともに、その損害賠償責任に関する規定を整備することとしたしております。

以上が、今回の改良の主要事項であります。そのほか、土地改良事業の適正かつ円滑な実施をはかるため必要と認められる事項につきましても、所要の改正を行なうこととしたしておりますので、これらの事項につきその要点を申し上げます。

従来土地改良区の事業計画の変更の手続とこれに関連して必要がある場合における定款変更の手続とがそれぞれ別個に行なわれる仕組みになっており、事業施行の円滑化の面から問題がありましたので、今回これを是正して同一の

手続で行ない得るよういたしました。次に、国営事業及び都道府県営事業につきましても、農用地造成事業、区画整理事業の施行に伴い換地処分を行なうことが必要になってまいりましたので、国または都道府県が換地計画を定め、換地処分を行なうことができるよう所要の規定を設けることとしたしました。

また、従来特定土地改良工事特別会計による事業は、かんがい排水事業及び干拓事業等に限られておりましたが、かんがい用と防災との共用のダム建設工事を行なう必要が出てまいりましたので、かんがい排水事業とあわせて行なう防災事業を特別会計事業として行ない得るよう規定の改正をいたすこととしております。

次に、国営の干拓または埋め立ての事業によって造成されました干拓地または埋め立て地がその本来の目的に供されることなく、他の用途に転用され、その者が不当に利益を得ているという事例が生じておりますので、この事態に対処するため、干拓地または埋め立て地の配分を受けた者が土地取得後八年以内にその土地を転用した場合に、本来の負担金のほかその土地の造成に要した費用から本来の負担金を差し引いた額を限度として、特別徴収金を徴収することができることとしたしました。

次に、国営事業によって造成された施設のうち土地改良区等に譲与し得るものの範囲を実情に即して拡大することとしたしております。すなわち、国営事業によって造成された土地改良財産の譲与につきましては、従来道路法の認定外道路等に限定されておりましたものを拡充いたしました。主として小規模な道路、用排水路その他の施設を直接の管理者たる土地改良区等に譲与することにより、その管理運営の簡素化をはかることとする等の改正を行なうこととしたしております。

さらにまた、市町村または農業協同組合の行なう土地改良事業につきましても、土地改良区の行なう土地改良事業に関する規定の整備に対応して改正を行なうこととしておりますが、特に市町村の行なう事業につきましては、農用地造成事業に関する規定、農用地以外の土地に係る受益者からの負担金の徴収に関する規定、土地改良区等からの土地改良施設の管理委託に関する規定等新たな規定を設けることとしたしております。

最後に、附則につきましても一言申し上げておきたいと存じます。附則においては、この改正法律の施行の期日をはじめ、この改正に伴い必要な経過規定のほか、草地の交換分合についての不動産取得税の免税のための地方税法の改正、特定土地改良工事特別会計による事業の範囲の拡大及び干拓地等の転用の場合における特別徴収金の徴収に伴う特定土地改良工事特別会計法の改正並びに農地法、土地区画整理法及び愛知用水公団法に関する技術的な改正を行なうこととしたしております。

以上、この法律案の要点につきまして補足説明を申し上げた次第でございます。続きまして、本日お手元にお配りいたしました資料につきまして、一つは、土地改良法の一部を改正する法律案、これが本文の法律改正案でございます。

あるいは関係戸数をどの程度のものに相手にいたしまして換地計画が行なわれているか、また、集団化の実態はいかなるものであるか、その関係を二八ページから二九ページにわたって御参考に掲げたいしております。同様に三〇ページは交換分合関係でございます。

それから土地改良区の関係では、三三ページの地区数一万三千四百六十六、これは三十七年末の農地局調べであります。その地区面積、組合員数、それから連合の数、それから土地改良区が、規模別、つまり五十町から一万町以上とききましてこれによりまして小さい土地改良区の分布が非常に多いというところにつきましての御参考資料として提出いたしました。これを同様に組合員の数で分けましたものが三四ページでございます。

それからそのような土地改良区がどういうふうに変化をいたしてまいったかというのが三五ページの推移の資料でございます。

それからその次には、推移の関係を一カ年の姿で押さえて、設立、解散の過程での増減を表にいたしましたものが三十七年度の姿、三六ページでございます。

それを地区別にさらに分けまして、農政局別に分けましたのが三七ページのものでございます。

それから三九ページからは、施設、施設のうち管理の実態で、直轄地区の管理の委託されたもの、その次のページで、代行地区の管理の委託されたもの、かん排等で完了地区数、管理委託の状態、部分完了地区におきまして管理委託の状態をかんがひ開墾、干拓別

に分けまして、さらに総括としてこれを整理いたしました。

一応参考資料として用意いたしましたものは以上でございます。

○委員長(青田源太郎君) ほかに何か資料要求がありましたら、お申し出を願います。

○櫻井志郎君 これは局長、草地改良造成関係の資料が全然ないのだね。そのほうの関係の資料、これはあなたのほうの所管か、畜産局の所管かは知らないけれども、その資料をごく簡潔に用意していただきたい。これは明日出せるでしょうね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 承知いたしました。

○委員長(青田源太郎君) ほかに別にあるませんか。それでは、ここでしばらく休憩して、ちよつと理事会を開催いたします。理事の方は一号室にお集まりを願います。暫時休憩します。

午前十一時三十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

四月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

一、土地改良法の一部を改正する法律案

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、林業基本法案
一、森林基本法案(衆)
一、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(衆)
林業基本法案
林業基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 林業生産の増進及び林業構造の改善(第九条―第十四条)
- 第三章 林産物の需給及び価格の安定等(第十五条―第十六条)
- 第四章 林業従事者(第十七条―第十八条)
- 第五章 林業行政機関及び林業団体(第十九条―第二十条)
- 第六章 林政審議会(第二十一条―第二十六条)

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、林業及びその民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて国土の保全に寄与するため、林業に関する政策の目標を明らかにし、その目標の達成に資するための基本的な施策を示すことを目的とする。

(政策の目標)

第二条 国の林業に関する政策の目標は、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、林業総生産の増大を期するとともに、他産業との格差が是正されるように林業の生産性を向上することを旨として林業の安定的な発展を図り、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする。

(国の施策)

第三条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 林産物の需要の動向に即応するように林業生産を転換する等林野の林業的利用の高度化を図ること。
- 二 林業経営の規模等により類型的に区分される経営形態の差異を考慮して、林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化(以下「林業構造の改善」と総称する。)を図ること。
- 三 林業技術の向上を図ること。
- 四 林産物の需給及び価格の安定並びに流通及び加工の合理化を図ること。
- 五 近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するにふさわしい者の養成及び確保を図ること。
- 六 林業労働に従事する者の養成、確保及び福祉の向上を図ること。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

- 第六条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。
- 第七条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とする。
- 第八条 政府は、第三条第一項の施策を講ずるに当たっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。
- 第九条 林業従事者等の努力の助長
- 第十条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とする。

第八章 政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するに、林政審議會の意見をきかなければならない。

第二章 林業生産の増進及び林業構造の改善

(林産物の需給等に關する長期の見通し)

第九條 政府は、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に關する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 政府は、重要な林産物の需給事情その他の経済事情、森林資源の状況等の変動により必要があるときは、前項の長期の見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議會の意見をきかなければならない。

(林業生産に關する施策)

第十條 国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の長期の見通しを參照して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種、林相等の改良、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、災害によつて林業の再生産

が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

(林業経営の健全な発展)

第十一條 国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法の導入、資本装備の増大等必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、林地の取得の円滑化、分収造林の促進、国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

(協業の助長)

第十二條 国は、林業生産の合理化を図つて林業経営の発展に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、森林組合等による森林の施策又は経営の共同事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(林業技術の向上)

第十三條 国は、林業技術の向上を図るため、技術の研究及び開発の推進、その成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

(林業構造改善事業の助成等)

第十四條 国は、小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に關し必要な事業が総合的に行なわれるように指導及び助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 林産物の需給及び価格の安定等

(林産物の需給及び価格に關する施策)

第十五條 国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図るため、素材生産の円滑化、出荷の調整等必要な施策を講ずるほか、外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の流通及び加工に關する施策)

第十六條 国は、林産物の流通及び加工の合理化を図るため、森林組合、中小企業等協同組合等が行なう林産物の販売、購買又は加工に關する事業の発達改善、林産物取引の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 林業従事者(教育の事業の充実等)

第十七條 国は、近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するものにふさわしい者の養成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(林業労働に關する施策)

第十八條 国は、林業労働に従事する者の養成、確保及び福祉の向上を図るため、職業訓練の事業の充実、就業の安定化、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

第五章 林業行政機関及び林業団体

第十九條 国及び地方公共団体は、第三條第一項及び第五條の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(林業団体の整備)

第二十條 国は、林業の発展及び林業従事者の地位の向上を図ることができるよう、林業に關する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章 林政審議會

(設置)

第二十一條 総理府に、附屬機關として林政審議會(以下「審議會」という。)を置く。

(権限)

第二十二條 審議會は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議會は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第二十三條 審議會は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十四條 審議會は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十五條 審議會の庶務は、林野庁林政部において処理する。

(委任規定)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八條第三項、第九條第三項、第六條及び次項の規定並びに附則第三項中森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八條、第六十九條及び第七十一條を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中	農政審議會
農政審議會	農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
林政審議會	農業基本法(昭和三十九年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

2 政府は、前項の規定により林政基本計画を樹立するには、あらかじめ、林政審議会の意見をきかなければならない。

3 政府は、林政基本計画を定める基礎となつた事情の変動により必要があるときは、林政基本計画を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による林政基本計画の改定について準用する。

(年次報告等)

第六条 政府は、毎年、国会に、森林資源及び林業の動向並びに政府が実施した第二条の施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、林政審議会の意見をきいて、林政基本計画に基づき、かつ、前項の報告に係る森林資源及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(土地の林業上の高度利用)

第七條 国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにあつては、土地の林業上の利用について、土地は国民に与えられた天然の資源として何人もこれを公共の利益に合致するように利用しなければならないとの理念が具現されるように配慮しなければならない。

2 森林の所有者又は森林に係る使用収益の権利を有する者は、前項に規定する理念に従い、森林の利用の高度化に努めるようにしなければならない。

第二章 国有林野事業

(国有林野事業の経営)

第八條 国は、国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保、奥地未開発林の開発等による森林資源の保護培養及び森林生産の増大、木材の持続的供給等による木材の需給と価格の安定並びに山村における産業の振興及び住民の福祉の増進を図ることを旨として、国有林野事業を經營するものとする。

(国による買入れ等)

第九條 国は、国土の保全、国民の保健及び林野の有効利用を図るため、保安林その他公益上特に必要な森林、国以外の者によつては開発利用することが困難である森林及びその他の森林で第七條第一項に規定する理念に照らしその効率的な利用を図るためみずから經營することが適当であると認められるものを買入れ入れる等必要な施策を講ずるものとする。

(国有林野の活用)

第十條 国は、国有林野の所在する地域における産業の振興及び住民の福祉の増進を図ることを旨として、国有林野事業の使命の達成に支障を及ぼさない範囲内において、当該地域における林業者の林業經營の規模の拡大に資するため、その者に国有林野を使用させることによりその活用を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるにあつては、林業者の生産共同組織に優先的に使用させる等の措置を行なうように考慮しなければならない。

(国有林野事業の直営等)

第十一條 国は、国有林野事業の經營にあつては、つとめて民間委託事業量を縮小するとともに、国有林野事業の効率的かつ民主的な運営に資するため、林業関係者等をもつて構成する民主的な審議機関の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(国有林野事業特別会計制度の改善)

第十二條 国は、国有林野事業の經營を明確にするため、企業業務と行政的業務を分離して經理するための勘定区分の設定等国有林野事業特別会計制度の改善に必要な施策を講ずるものとする。

(国有林労働者の雇用の安定)

第十三條 国は、国有林野事業に従事する労働者について特に雇用の安定を図るため、その常時雇用を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 国土の保全

(国土の保全に関する施策)

第十四條 国は、国土の保全を図るため、保安林の整備を促進するとともに、治山事業に関する費用の全額を国において負担することとする等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 林業生産

(森林計画制度の強化改善)

第十五條 国は、森林の合理的な經營、森林資源の保護培養及び国土の保全に係る施策の計画的かつ効率的な実施を推進するため、森林計画制度の強化改善を図るとともに、森林の所有者又は森林に係る使用収益の権利を有する者の森林

施設につき、森林計画に基づくその計画的な実施を推進する等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の森林計画制度の強化改善に関する施策を講ずるにあつては、森林計画の樹立及び実施について、林業者、林業労働者、地方公共団体の長、学識経験者等の意見が十分に反映されることとなるように考慮しなければならない。

(林道の整備)

第十六條 国は、森林資源の開発を図り、あわせて山村における交通条件の改善に資するため、林道の開設及び改良の推進、その管理の適正化等林道の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(造林の推進)

第十七條 国は、森林資源の培養及び林業生産の増大を図るため、地方公共団体の所有する林野及び水源をかん養するため森林の造成を行なう必要がある土地を対象とする国による分取造林の実施、造林に対する助成の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(林業の機械化等)

第十八條 国は、林業生産の増大及び林業の生産性の向上を図るため、林業の機械化、林業技術の高度化、優良種苗の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(入会権に係る林野の有効利用)

第十九條 国は、入会権に係る林野の有効利用を図るため、当該林野の権利関係を近代化し、その合理的な共同利用を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(林業經營の共同化)

第二十條 国は、林業の生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を図るため、林業經營の共同化を推進する方策として、林業従事者の生産共同組織の育成、森林組合等が行なう共同利用施設の設置の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(農牧混合經營の発展の助長)

第二十一條 国は、山村における詳細な農林業者の所得の増大を図るため、農牧混合經營の発展を助長する方策として、国有林及び民有林につき農用地として利用されることが適当と認められる林野の取得又はこれに係る使用収益の権利の設定が円滑に行なわれるように必要な施策を講ずるものとする。

(林業災害に対する補てん)

第二十二條 国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業經營の安定を図るため、災害による損失が十分に補てんされるように必要な施策を講ずるものとする。

(教育の事業の充実等)

第二十三條 国は、近代的な林業の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図るため、技術者の養成その他教育の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、林業の生産性の向上及び林業經營の近代化を図るため、林業に関する試験研究機構の整備拡充、林業に関する普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第五章 林産物の需給及び流通

(林産物の需給及び価格の安定)
第二十四条 国は、重要な林産物の需給及び価格の安定を図るため、国内産木材等の供給の円滑化並びに外国産木材等の輸入の計画化及び調整等必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の流通の合理化等)
第二十五条 国は、林産物の流通の合理化及び加工の増進を図るため、森林組合若しくは森林組合連合会又は中小企業等協同組合が行なう林産物の購買、加工又は販売の事業の発達改善、公営の木材市場の整備、林産物の取引の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 林業従事者の福祉
(林業労働者の雇用の安定等)
第二十六条 国は、林業労働者の福祉の向上を図るため、雇用の安定、労働条件の改善、労働関係の近代化、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(山村の生活環境の整備等)
第二十七条 国は、林業従事者の生活の安定及び地位の向上を図るため、山村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善等必要な施策を講ずるものとする。

第七章 林業行政機関及び林業団体等
(林業行政に関する組織の整備及び運営の改善)
第二十八条 国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(林業団体等の整備)
第二十九条 国は、林業又は林業関連事業の発展及びその従事者の地位の向上を図ることができるよう、林業又は林業関連事業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第八章 林政審議会
(設置)
第三十条 総理府に、附属機関として、林政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)
第三十一条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができらる。

(組織)
第三十二条 審議会は、委員十五人以上以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)
第三十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)
第三十四条 審議会の庶務は、林野庁林政部において処理する。
(委任規定)
第三十五条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
林政審議会
森林基本法(昭和三十九年法律第九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案
農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案

農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は十分に供給されていない農山漁村に電気を導入して」を「若しくは十分に供給されていぬ農山漁村又は発電電力が未開発のまま存する農山漁村につき電気の導入をして」に改める。

第二条第一項中「又は十分に供給されていぬと認められる農山漁村」を「若しくは十分に供給されていぬと認められる農山漁村又は発電電力が未開発のまま存すると認められる農山漁村」に、「(以下「農山漁業団体」という。)で当該農山漁村に電気を導入する事業を(当該法人が主たる出資者となつて法人で省令で定めるものを含む。以下「農山漁業団体」という。)で当該農山漁村につき電気の導入(当該農山漁村に電気を供給する者に対し、そ

の発電電力を開発して省令で定める規模の発電を行ない、電気を供給することを含む。第五条及び第九条第一項を除き、以下同じ。の事業に、「電気が導入」を「電気の導入が」に改め、同条第二項中「当該農山漁村に電気を導入」を「当該農山漁村につき電気の導入」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「主として自己又は組合員その他これを組織する者の用に供する電気を導入」を「第二条第一項の規定により電気を導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、臨時肥料需給安定法等の期限満了に伴う肥料新法制定に関する請願(第一八二二号)(第一八八三号)
一、乳価値上げ等に関する請願(第一九四八号)
一、滋賀県大中の湖干拓事業に伴う団体営整地工事の国営実施に関する請願(第一九六二号)
第一八二二号 昭和三十九年四月十日受理
臨時肥料需給安定法等の期限満了に伴う肥料新法制定に関する請願
請願者 香川県高松市寿町一ノ四ノ二 香川県農業協同組合中央会内 松本千歳外三十名
紹介議員 津島 壽一君
臨時肥料需給安定法等肥料二法の期限満了後の肥料政策については、肥料生産を輸出産業としての振興を図ることに偏することなく、現行二法の基本的な内容である内需の優先的確保、肥料工業の合理化の徹底と価格の低位安定、輸出赤字の国内価格への転嫁防止等を国内農業従事者に保証するため左

記事項を内容とする肥料新法の制定を強く要請するとの請願。

一、内需確保措置

- 1 政府の責任により需給計画をたてて関係者に通知すること。
- 2 緊急事態の場合、政府が生産及び出荷を指示すること。

二、国内価格制度

- 1 価格とりきめに必要なコストその他の資料を当業者に通知すること。
- 2 当事者の共同行為により、とりきめる価格は年間基準価格とし、それ以外については共同行為を認めないこと。

第一八八三号 昭和三十九年四月十三日受理

臨時肥料需給安定法等の期限満了に伴う肥料新法制定に関する請願

請願者

京都市中京区西ノ京小堀町二ノ二四京都府農業協同組合中央会会長 大槻伍郎外一名

紹介議員

高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第一八二一号と同じである。

第一九四八号

昭和三十九年四月十五日受理

乳価値上げ等に関する請願

請願者

鳥取県西伯郡西伯町福成大山酪農業協同組合連合会長 佐伯忠義

紹介議員

中田 吉雄君

鳥取県西部地区酪農民大会の名において、左記事項の実現を要望するとの請願

一、乳価値上げについて

本地区の乳価は乳製品原料乳価として西日本地域での最低であり、最近相次ぐ飼料の値上げや労賃の高騰により、酪農家の増産意欲はとみに低下し、酪農による農業の選択拡大に支障をきたす状態に陥っている。

二、学校給食に生乳を使用することについて

鳥取県においては、学校給食用生乳として昭和三十八年度わずか一千石しか使用されていない。県内の生産牛乳の八十パーセントは乳製品原料となつている。しかるに教育委員会においては、文部省の割当脱脂粉乳を消化するため、父兄負担を理由として生乳給食に対する態度は至つて消極的である。この原因は膨大な脱粉輸入の圧力であるから、脱粉輸入に慎重を期すると同時に学校給食の運営を厳重に監督せられたい。

三、飼料価格の安定について

現下の酪農民は一方で乳価値下げにおびえ一方では飼料価格の値上げに苦しんでいる。しかるに昭和三十九年度においては政府操作飼料においても大幅な値上げが見込まれているが、値上げが実現すると農業構造改善の中核事業として政府が奨励した酪農業を自らの手ではおぼすことにならるから、国産飼料、輸入飼料のすべてにわたつて強力な安定施策を講ぜられたい。

第一九六二号

昭和三十九年四月十五日受理

滋賀県大中の湖干拓事業に伴う団体営整地工事の国営実施に関する請願

請願者

滋賀県議会議長 岸本 久一郎

紹介議員 西川甚五郎君
近代的農業構造に即応した新しいモデル農村育成のため、さらに背後地農村の構造改善促進のために大中の湖地区干拓事業の整地工事一切を国営で実施されたい。また、国営で実施し難い場合は、これにかわる助成措置を講ずるよう強く要望するとの請願。

理由

滋賀県大中の湖地区干拓工事は、すでに干陸がはじまり、本年六月末には約千ヘクタールのよく土が生まれることになり、地元としては、この土地に雄大な新農村建設の未来像を描いている。しかるに団体営整地工事が入植後に行なわれるため生産着手が遅延されるばかりでなく、土地配分、団体営整地工事、大規模共同利用施設等にはばく大な資金が必要であり、これらの負担は農家経営の重圧となり営農安定に多大の支障となることが明白である。

昭和三十九年五月十一日印刷

昭和三十九年五月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局